

美浜町消防用資機材購入事業補助金交付要綱

平成20年4月23日

告示第35号

(趣旨)

第1条 美浜町消防用資機材購入事業補助金交付要綱（以下「補助金」という。）については、地域住民の自主的な初期消火活動の促進により、住民が安全で安心して暮らせるまちづくりを目指すため、消防用資機材を購入する者に対し、これに要する費用の一部を予算の範囲内において補助することにより、初期消火体制の充実に寄与することを目的とし、美浜町補助金等交付規則（昭和55年美浜町規則第9号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、美浜町区域内の字区域の設置について（昭和29年美浜町告示第4号）により設置された字区域で定める行政区（以下「行政区」という。）とする。

(交付の要件等)

第3条 補助金は、次に掲げる消防用資機材を購入する行政区に対し交付するものとする。

- (1) 消火栓用ホース
- (2) ホース格納箱
- (3) 管鎗（筒先）
- (4) 消火栓開閉金具
- (5) その他町長が必要と認める消防用資機材

2 前項に規定する消防用資機材に係る一切の管理（当該土地等に係る管理を含む。）については、当該行政区が責任を持って行うものとする。

3 交付に係る申請等の手続きは、当該消防用資機材を設置する行政区の代表者が行うものとする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、消防用資機材の購入費（次項において「補助対象経費」という。）とし、設置工事費及び既設消防用資機材の撤去処分費は対象としない。

2 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内の額とする。この場合において、その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

3 前項の規定に関わらず、補助金の額が10万円を超えるときは10万円とする。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする行政区の代表者（以下「申請者」という。）は、原則として消防用資機材を購入する前に、美浜町消防用資機材購入事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、町長に申請しなければならない。

- (1) 美浜町消防用資機材購入事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 消防用資機材の購入に要する費用の見積書
- (3) カタログ又は規格、仕様が確認できる書類
- (4) 設置箇所及び利用世帯の区域を示す図面
- (5) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 町長は、前条による申請があったときは、当該申請に係る書類、必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を審査し、第3条第1項に該当すると認めるときは、美浜町消防用資機材購入事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項による審査の結果、第3条第1項に該当しないと認めるときは、美浜町消防用資機材購入事業補助金不交付通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 前条第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、消防用資機材の購入が完了したときは、速やかに美浜町消防用資機材購入事業完了実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 消防用資機材の購入に要した経費を証する書類
- (2) 完成写真
- (3) 収支決算書（様式第6号）

(補助金の額の確定)

第8条 町長は、前条の報告を受けたときは、その内容について審査を行い、当該報告に係る事業の効果が補助対象事業の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、美浜町消防用資機材購入事業補助金交付額確定通知書（様式第7号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 交付決定者は、前条の通知を受けたときは、速やかに美浜町消防用資機材購入事業補助金請求書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第10条 町長は、申請者において偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたことが明らかになった場合は、既に交付された補助金の全額又は一部の返還を求めることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する